

地域包括支援センターだより



今月のテーマは

『アドバンス・ケア・プランニング』 『人生会議』
についてです

人生会議とは

- ・アドバンス **A**dvance 前もって
- ・ケア **C**are 医療やケアについて
- ・プランニング **P**lanning 計画すること

どのように生きて
いきたいか考えて
みましょう



事例

松本市地域包括ケアシステム事例集 VOL5 から

80代 要介護5 夫婦二人暮らし がん・認知症あり。子どもは
県外在住。認知症が進行し、服薬、着替え、日課の理解などが困難と
なり、家族の介助で在宅での療養生活を継続していました。

ある日、発熱により救急搬送され、肺炎のため入院となりました。
以前から本人の希望により、がんの治療は行わない方針でしたが、入
院中にがんの進行が判明。医師からは終末期のため治療方法はないと
説明がありました。退院の調整をしている中で肺炎が再発し、以前よ
り意思疎通も難しくなりました。家族も高齢のため親族等は在宅療養
に反対でしたが、以前から『老後は二人で過ごしたい。死ぬときは自
宅で一緒にいたい』と話をしていたことから在宅看取りの方向で療養
を開始しました。訪問看護師からは痰の吸引の手技指導や排せつ介



助の指導も行われ、「一緒にクリスマスを迎え
たい」という一つの目標に向けて支援が進みま
した。県外の子どもたちも協力し、イブには友
人たちが集まり、その2日後、家族に看取られ
ながら静かに息を引き取りました。

ケアマネジャーをはじめとする多職種、家
族などが連携し、寄り添う中でご本人の希
望どおりの時間を過ごすことができました

※他の事例はこちらから

【裏面あり】





松本市版リビングウィル



Vol.1.01(令和7年11月30日発行)

わたしのリビングウィル (事前指示書)

あらかじめ意思を示しておくことで、自分の望む延命治療を、家族や周囲の人知ってもらうことができます。記入するときは、ご家族や親しい人とよく話し合っ、かかりつけ医と相談のうえ、書面の存在を共有しておきましょう。この書面の内容は、最大限尊重され、もしものときの参考になります。

作成日 年 月 日
本人署名
(何度でも書き直しができます)

1 治療をしても回復が見込めない状態になったときの「延命治療」について(横面をご覧ください)

(1) 心臓マッサージなどの心肺蘇生法 希望する 希望しない
(2) 延命のための人工呼吸器 希望する 希望しない
(3) 鼻チューブ/胃ろうによる栄養補給 希望する 希望しない
↳「(鼻チューブ・胃ろう)どちらかに○」
(4) 点滴による水分の補給 希望する 希望しない
(5) 副作用があっても、痛みなどはできるだけ抑えてほしい
ある程度痛みがあってもいい、できるだけ自然な状態で過ごしたい
(6) 最期を過ごしたい場所 自宅 病院 入居施設
(7) その他の希望(自由にご記入ください)

2 代理判断者の署名欄 よく話し合ったうえで、署名してもらいましょう。
(ご自身で医療上の判断ができなくなったとき、医師が相談すべき人です)

① 氏名 _____ 続柄 _____ /緊急時 TEL _____
② 氏名 _____ 続柄 _____ /緊急時 TEL _____

3 1と2に記入ができましたら、かかりつけ医に確認してもらいましょう。

※先生方へお願い
患者さんが相談に来られたら、話し合いの内容を確認の上、右欄にご記入をお願いします。原本は本人に返却、コピーを取ってカルテに保管をお願いします。

かかりつけ医記入欄
医療機関名 _____
医師名 _____
連絡先(TEL) _____

松本市医師会・松本市地域包括ケア協議会

専用の用紙があります
A4版とお薬手帳にはさめる
携帯用があります

人生会議で話し合った内容を
書面に残しましょう

用紙は市内医療機関、薬局、市役所(高齢福祉課、西部福祉課、健康づくり課、市内4保健センター、保険課)、各地域包括支援センターに置いてあります

一度で決めない、一人で決めない
何度も書き直し可。家族等に内容を共有しておきましょう

いい日 いい日
11月11日は
『介護の日』



いい みとり みとられ
11月30日は
『人生会議の日』

介護について幅広い層に理解と認識を深めてもらうため厚生労働省は11月11日を『介護の日』に制定しました

アドバンス・ケア・プランニング(ACP)について考える日として、11月30日を『人生会議の日』に制定しました

成年後見制度相談会のお知らせ

司法書士による成年後見制度に関する相談会を開催します。

日時：12月27日(火)午後1時30分～4時(要予約)

場所：市役所本庁舎北別棟1階 高齢福祉課内相談室

予約・お問い合わせ：高齢福祉課介護予防担当(電話34-3237)

または、お近くの地域包括支援センターまで

松本市高齢福祉課介護予防担当 電話34-3237

または、お近くの地域包括支援センターまで